

## 第10回定時株主総会招集ご通知

### ■ 日時

2023年4月27日（木曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時15分）

### ■ 決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役5名選任の件

### ■ 場所

東京都新宿区西新宿8丁目17番1号  
住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 新型コロナウイルスの感染拡大防止のためのお願い

株主総会当日のご来場につきましては、ご自身の健康状態をご考慮の上、**インターネット又は郵送による事前の議決権行使**を含めて、慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。株主総会当日は、**本株主総会の模様をご覧いただけるようにライブ配信いたします**ので、是非ご利用ください。

会場においては、検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方には、会場内にて特定の座席をご案内させていただく場合がございます。

また、会場の座席は、一定の間隔を空ける配置とすることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、**当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます**。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第10回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

近年、あらゆる分野で急速なデジタル化が進んでおります。

当社もこのような市場構造の変化をビジネス機会に転換し、これまで培ってきた家賃保証事業のノウハウや蓄積したデータとテクノロジーを駆使して、人々の生活や経済活動を支援していく所存でございます。

これからも、誰もが安心して住める社会の実現に向け、あらゆるステークホルダーの信頼と期待に応える企業体を目指してまいります。

株主の皆様には、引き続きご支援、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長  
宮地 正剛

# 企業理念

Casaは

人々の健全な住環境の維持と

生活文化の発展に貢献し、

豊かな社会を実現します。

**誰もが安心して住める社会へ**

# 営業施策

## 住居用保証の充実

### 住居用保証

集金代行や信用情報を活用した  
管理会社向け商品

#### 信用情報を活用した特殊商品

金融審査を活用することで、与信判断や債権回収の  
正確性が向上。広い保証範囲や高い収益還元が可能。

収益アップと業務手間削減

**ダイレクトS**

業界最高水準の手厚い保証

**ダイレクトワイド**

#### 集金代行商品

中小規模向け主力商品。  
集金代行、孤独死保険、家財  
保険の付帯漏れをカバー

孤独死保険、家財保険も対応

**家主ダイレクト**

## 事業用保証の拡大

### 事業用保証

オフィスや店舗等の事業用物件に  
対する保証ニーズの増加

テナントの  
入居率 UP



敷金・保証金の引下げで  
入居機会を拡大。

平均敷金：10ヶ月～12ヶ月

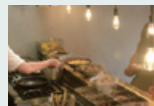
高い収益性



居住用の賃料平均 5万円※  
に対し、事業用は 12万円

※ 全国家賃動向をもとに調べ

#### 幅広い事業用途に対応



店舗



オフィス



倉庫



土地

## 付帯サービスの提供

### Roomコネクト

管理会社の業務効率のために  
入居付帯サービスを提供



## エリアの拡大

### 営業力の強化

新規出店と大都市圏の  
営業人員を増加



**3店舗新規出店 (2023年)**

# 養育費保証 PLUS

こどもが笑顔だと、ママも安心  
ママが笑顔だと、こどもも安心



- ありがとうキャンペーン
- 親子写真イベント
- オーストラリア動物園めぐり

- 新たに集金サービス付き保証プラン「こども未来 with」
- お部屋さがし「Kari flower」

- 弁護士、F P、協力団体とのセミナー開催



2023年2月現在 **216** 自治体へ拡大  
 ・公正証書等作成等の費用の補助  
 ・養育費保証の保証料に対する補助



# オーナーウェブ Owner WEB

Owner WEB でラクラク賃貸管理  
家賃保証はもちろん、客付け依頼も  
WEB で簡単

入居者募集



家賃管理



入居者対応



退去立会



## WEB 申込

保証の申込書類のアップロードや変更 / 解約も  
WEB 上からスムーズに手続きが完了。  
いつでも、どこからでも手続きが可能です。

## 電子契約

保証契約書だけでなく賃貸借契約書もまとめて作成、  
そのまま電子契約可能です。



自主管理に最適な

充実の  
サービス  
内容



孤独死保険

事故対応費用、原状  
回復費用や家賃損失  
まで幅広くカバー。



家財保険

家財保険加入の手間  
と更新時の更新漏れ  
を防ぎます。



駆けつけ

24 時間駆け付け対応。  
オーナーの手間がなく  
なります。

株 主 各 位

証券コード 7196  
2023年4月12日  
電子提供措置の開始日 2023年4月4日  
東京都新宿区西新宿二丁目6番1号  
**株 式 会 社 C a s a**  
代表取締役社長 宮 地 正 剛

## 第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://casa-inc.co.jp/ir/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「株式について 株主総会」 「第10回定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7196/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「Casa」又は「コード」に当社証券コード「7196」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年4月26日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

記

敬 具

1. 日 時 2023年4月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時15分）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿8丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第10期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2022年2月1日から2023年1月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件

以 上



- ・当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ・本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

ただし、次に掲げる事項は、法令及び定款第17条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

(1) 連結計算書類の連結注記表

(2) 計算書類の個別注記表

したがいまして、当該書面は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ・政府において「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、本年3月13日よりマスクの着用については個人の判断に委ねることを基本とすることとなりました。ご来場にあたりましては、当日の体調等をご考慮いただき、ご自身にてマスクの持参・着脱をご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・感染予防のため、受付にて検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方には、会場内にて特定の座席をご案内させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- ・会場の座席は、一定の間隔を空ける配置とすることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえ、引き続きマスク着用で対応をさせていただきます。

## 事業説明会のご案内

本株主総会終了後に同会場において「事業説明会」を開催いたします。最近の経営状況、今後の展望などについてご説明したうえで、皆様からのご質問にもお答えしたいと存じます。

なお、事業説明会及び本株主総会運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://casa-inc.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

配信日時

2023年4月27日（木曜日）午前10時から

視聴方法

- 1 パソコン又はスマートフォン等で以下のアドレスにアクセスしていただくか、以下の二次元コードを読み込んでいただき、視聴用ウェブサイトへアクセスをお願いいたします。

<https://7196.ksoukai.jp>



- 2 ID及びパスワードを入力してログインをお願いいたします。

ID

お手元の議決権行使書用紙に記載されている**株主番号**

パスワード

株主様のご登録住所の**郵便番号**

## ご視聴にあたっての注意事項

- ライブ配信をご視聴される株主様は、株主総会にご出席いただく場合と異なり、ご視聴中に議決権行使やご質問、動議の提出はできません。書面又はインターネットによる事前の議決権行使をお願いいたします（10～11ページをご参照ください）。
- インターネット接続環境及び回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- ご視聴は、株主様ご本人に限定させていただきます。
- ライブ配信の写真撮影、録音、録画、第三者による視聴、SNS等での無断公開等は固くお断りいたします。
- ライブ配信をご視聴いただく際の通信費用等は株主様のご負担となります。
- やむを得ない事情により、ライブ配信を中止する等、予定を変更する場合がございます。その場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://casa-inc.co.jp/ir/>）にてお知らせいたします。

## 株主総会にご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場内の映像につきましては、株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。また、株主様からの質問等の音声につきましては、そのまま配信させていただきます。予めご了承ください。

ライブ配信に関する  
お問い合わせ

株式会社ブイキューブ コールセンター

電話 **03-4266-8794** 受付期間 2023年4月27日（木曜日）午前9時から株主総会終了まで

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つのいずれかの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**日時** 2023年4月27日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時15分)

**場所** 住友不動産新宿グランドタワー5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

## 書面(郵送)により議決権を行使される場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2023年4月26日(水曜日) 午後6時到着分まで

- ① 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ② 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面の提出が必要となりますのでご了承ください。

## インターネットにより議決権を行使される場合



パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**行使期限** 2023年4月26日(水曜日) 午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ インターネットと書面双方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。
- ④ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。

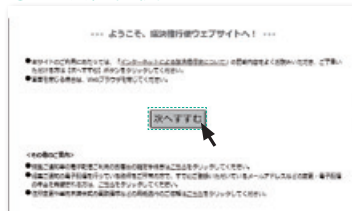
当社の指定する議決権行使サイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォンを利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。

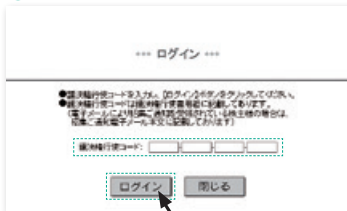
議決権行使期限：2023年4月26日（水曜日）午後6時入力完了分まで

## ① 議決権行使サイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

## ② ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック  
※ ご自身で「パスワード」を設定されていない株主様は、新しい「パスワード」をご登録していただく必要があります。

## ③ パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権  
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案

## 剰余金の処分の件

当社は事業拡大による企業価値の向上を最重要政策に位置付けるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、財務状況及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 <b>30円00銭</b> 配当総額 <b>300,160,620円</b>
剰余金の配当が効力を生じる日	2023年4月28日

**第2号議案****取締役5名選任の件**

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	みやじ せいごう 宮地 正剛	代表取締役社長	再任
2	まつもと ゆたか 松本 豊	取締役営業部長	再任
3	かしま いちろう 鹿島 一郎	取締役顧客管理部長	再任
4	うちこみ あい いちろう 打込 愛一郎	社外取締役	再任 社外 独立
5	しまだ かずひろ 嶋田 一弘	社外取締役	再任 社外 独立

**再任** 再任取締役候補者

**社外** 社外取締役候補者

**独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

みやじ せいごう  
宮地 正剛

(1972年3月14日生)

所有する当社の株式数…………… 730,300株  
取締役会出席状況……………19回/19回

再任

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

2004年 4月	株式会社リプラス入社	2009年 3月	日本保証システム株式会社代表取締役
2008年10月	レントゴー保証株式会社 (旧株式会社Casa) 代表取締役社長	2009年10月	株式会社ティーシップ代表取締役
2009年 2月	株式会社HDA代表取締役	2009年11月	一般社団法人賃貸保証機構代表理事
		2014年 2月	当社代表取締役社長 (現任)

**取締役候補者とした理由**

宮地正剛氏は、経営者として豊富なマネジメントの経験と知見を有し、2008年から代表取締役社長として組織改革や新規事業の創出など事業基盤の強化にリーダーシップを発揮していることから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

まつもと ゆたか  
松本 豊

(1969年4月9日生)

所有する当社の株式数…………… 3,200株  
取締役会出席状況……………19回/19回

再任

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

1991年 4月	藤和不動産株式会社入社	2018年12月	当社執行役員営業部担当部長
1997年 1月	株式会社ナイキジャパン入社	2019年 4月	当社取締役営業部長 (現任)
2014年 6月	株式会社ニューバランスジャパン シニアマネージャー入社		

**取締役候補者とした理由**

松本豊氏は、営業分野における豊富な経験とノウハウを有しており、営業戦略の遂行において強いリーダーシップを発揮していることから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

かしま いちろう  
**鹿島 一郎** (1974年5月22日生)

所有する当社の株式数…………… 11,300株  
取締役会出席状況…………… 16回/16回

再任

**[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]**

1999年 4月	サンクス株式会社入社	2019年 6月	当社執行役員顧客管理部長
2005年 4月	株式会社ワイド入社	2022年 4月	当社取締役顧客管理部長 (現任)
2007年 6月	株式会社リプラス入社		
2008年10月	レントゴー保証株式会社 (旧株式会社Casa) 入社		

**取締役候補者とした理由**

鹿島一郎氏は、顧客管理部門における豊富な経験と知見を有し、債権管理の分野に精通しております。当社の顧客管理部門の責任者として、信用リスクの抑制、求償債権の圧縮に貢献してきたことから、当社の更なる成長と発展のために、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

うちこみ あい いちろう  
**打込 愛一郎** (1952年4月14日生)

所有する当社の株式数…………… 0株  
取締役会出席状況…………… 19回/19回

再任

社外

独立

**[略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況]**

1976年 4月	株式会社三菱銀行 (現株式会社三菱UFJ銀行) 入行	2014年 4月	同社取締役副社長執行役員
2006年 2月	リコーリース株式会社専務執行役員	2014年 6月	アウロラ債権回収株式会社取締役
2006年 6月	同社取締役専務執行役員	2015年 6月	株式会社アイネス常勤監査役
		2016年 7月	当社社外取締役 (現任)

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

打込愛一郎氏は、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、並びに企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。この経験を活かし高度かつ幅広い視点から有用な助言等をいただけることを期待し、当社の更なる成長と発展のために、引き続き社外取締役候補者いたしました。



候補者番号

5

しまだ かずひろ

嶋田 一弘 (1945年4月23日生)

所有する当社の株式数…………… 0株

取締役会出席状況……………19回/19回

再任

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

社外

独立

1964年 4月	日本銀行入行	2015年 6月	同社顧問
1983年 8月	アコム株式会社入社	2017年 4月	当社社外取締役（現任）
2006年 6月	同社専務取締役		
2008年12月	株式会社日本信用情報機構 代表取締役社長		

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

嶋田一弘氏は、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、並びに企業経営者としての豊富な経験と見識を有しています。この経験を活かし、高度かつ幅広い視点から有用な助言等をいただけることを期待し、当社の更なる成長と発展のために、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 打込愛一郎及び嶋田一弘の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、打込愛一郎及び嶋田一弘の両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数  
打込愛一郎氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年9ヶ月となります。  
嶋田一弘氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当社は、打込愛一郎及び嶋田一弘の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、原案どおり両氏の再任が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により填補することとしております。現任の取締役である候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、各候補者が取締役に選任された場合は、いずれも被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

## (ご参考)

第2号議案が承認されたのちの経営体制及びスキル・マトリックス

氏名	地位	社外	経験・専門性					
			企業経営	財務会計	法務・コンプライアンス	内部統制・リスク管理	IT・テクノロジー	営業・マーケティング
宮地正剛	代表取締役社長		○				○	○
松本豊	取締役営業部長							○
鹿島一郎	取締役顧客管理部長				○	○		
打込愛一郎	取締役	●	○	○			○	
嶋田一弘	取締役	●	○	○			○	
海老澤嘉	常勤監査役				○	○		
宮崎良一	監査役	●	○	○				
廣田聡	監査役	●			○	○		

各経験・専門性の選定理由

項目	選定理由
企業経営	持続的な成長戦略を策定し、当社の中長期的な成長を実現するためには、不確定な将来を見通し、大きく変化する事業環境の中で適切かつ迅速・果断な意思決定を行うことのできる能力と企業経営の経験を有する取締役等が必要である。
財務会計	正確な財務報告及び強固な財務基盤の構築、持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進と株主還元強化を実現する財務戦略の策定には、財務・会計分野における確かな知識・経験を有する取締役等が必要である。
法務・コンプライアンス	上場企業として、また社会性が極めて高い当社事業においては、法令遵守、コンプライアンスが強く要請され、そうした知識と経験を有する取締役等が必要である。
内部統制・リスク管理	適切な内部統制の確立は、持続的な企業価値向上の基盤であり、取締役会における経営監督の実効性向上のためにも、コーポレート・ガバナンスやリスク管理分野で確かな知識・経験を持つ取締役等が必要である。
IT・テクノロジー	テクノロジーを駆使した業務効率化、ステークホルダーへの高度なサービスの提供、また、セキュリティ対策やシステムの一層の安定稼働を実現するためには、テクノロジー・開発の知見を有する取締役等が必要である。
営業・マーケティング	不動産管理会社マーケットでの事業基盤の拡大、自主管理家主マーケット及び入居者への利便性の高い商品の提供を行うためには、営業・マーケティングの知見・経験を有する取締役等が必要である。

# 事業報告 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、社会経済活動に回復の兆しが見え始めました。一方、昨年より世界的な原材料価格の高騰や急激な円安を背景に、電力やガスなどの価格の高騰が物価全体を押し上げる状況が続いております。

当社グループの関連する市場である賃貸不動産市場におきましては、景気の回復に連動して、賃貸物件への転居需要が増加傾向にあり、高齢者世帯や単身世帯の増加に伴い家賃債務保証サービスに対する需要の高まりは継続しております。具体的には、持家の新設住宅着工件数が前期比（2022年2月～2023年1月）11.5%減少する一方、貸家の着工件数は前期比（2022年2月～2023年1月）6.6%増加していることから、このような傾向が確認されております。

このような事業環境を背景に、当社グループにおいては「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念のもと顧客の状況に応じたサポートに努めました。

新規契約件数は、前期比10.0%増の117,182件となりました。そのうち、大手・中規模管理会社向け保証サービス「ダイレクトS」の新規契約件数は前期比306.5%増の8,423件、主に小規模管理会社を対象とした保証サービス「家主ダイレクト」の新規契約件数は前期比22.3%増の39,689件となりました。また、事業用物件向けの保証サービスは、保証内容を拡充して販売に注力した結果、新規契約件数は前期比11.6%増の7,421件となりました。保有契約件数は前連結会計年度末に比べて20,277件増加し、既存契約からの年間保証料は前期を上回りました。

求償債権残高は、保証引受審査及び債権管理体制の強化を進めた結果、家賃の滞納発生率は想定内で推移しており、回収率の改善が図られたため、適切な水準が保たれており、保証残高に占める割合は縮小いたしました。

自主管理家主に対しては、賃貸経営支援ツール「Owner WEB」のプロモーション活動などを行い、利用する家主数は前期比47.2%増の5,776人となりました。

養育費保証事業においては、各自治体に対し養育費の未払い防止に向けた取り組みの提案を行っており、2023年2月時点で216自治体が養育費保証の利用者に対し、何等かの補助制度を導入しております。さらに、2023年4月に「こども家庭庁」が発足し、こども政策の強化も進められる予定です。今後も引き続き、自治体へ

のアプローチやメディアの活用、セミナーの実施による認知拡大に努めて参ります。

また、特別損失として投資有価証券評価損及びAlong with株式会社にかかるのれん等の減損損失を計上しております。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は10,286,065千円（前期比0.5%減）、営業利益は785,606千円（前期比24.3%減）、経常利益は895,186千円（前期比21.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は254,738千円（前期比60.7%減）となりました。

なお、のれん償却額274,967千円を販売費及び一般管理費に計上しております。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する 当期純利益
102億86百万円	7億85百万円	8億95百万円	2億54百万円
前期比 0.5%減	24.3%減	21.9%減	60.7%減

## ② 資金調達の状況

当社は、運転資金の機動的かつ安定的な調達を可能にするため、取引銀行2行と総額4,000,000千円の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。

なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

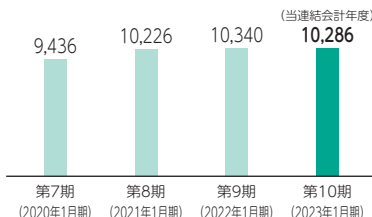
## ③ 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は228,325千円であります。その主なものは、基幹システムの導入費用などであります。

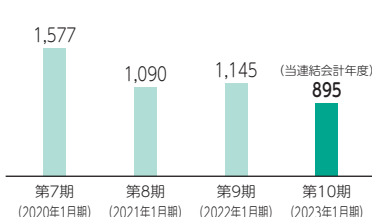
## ④ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、2022年10月31日を効力発生日として、当社を存続会社とし、当社の連結子会社であるAlong with株式会社を消滅会社とする吸収合併を行いました。

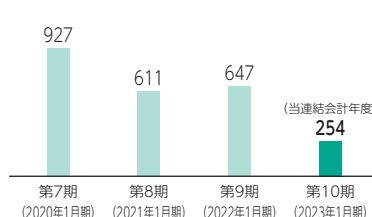
**売上高** (単位：百万円)



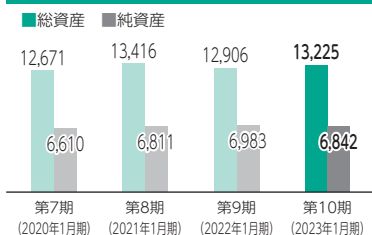
**経常利益** (単位：百万円)



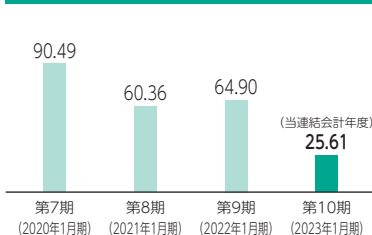
**親会社株主に帰属する当期純利益/当期純利益** (単位：百万円)



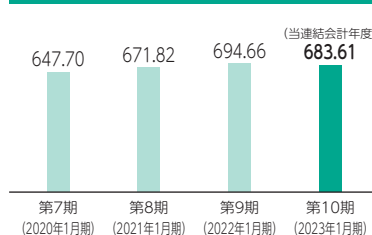
**総資産/純資産** (単位：百万円)



**1株当たり当期純利益** (単位：円)



**1株当たり純資産額** (単位：円)



※第7期より、連結計算書類を作成しています。

なお第6期は連結計算書類を作成しておりませんので、単体計算書類より記載しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第7期 (2020年1月期)	第8期 (2021年1月期)	第9期 (2022年1月期)	第10期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
売上高	(千円)	9,436,155	10,226,855	10,340,983	10,286,065
経常利益	(千円)	1,577,200	1,090,065	1,145,809	895,186
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	927,258	611,066	647,479	254,738
1株当たり当期純利益	(円)	90.49	60.36	64.90	25.61
総資産	(千円)	12,671,286	13,416,799	12,906,892	13,225,345
純資産	(千円)	6,610,167	6,811,730	6,983,753	6,842,111
1株当たり純資産額	(円)	647.70	671.82	694.66	683.61

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第7期 (2020年1月期)	第8期 (2021年1月期)	第9期 (2022年1月期)	第10期 (当事業年度) (2023年1月期)
売上高	(千円)	9,436,142	10,224,641	10,334,977	10,278,465
経常利益	(千円)	1,586,299	1,094,912	1,175,881	965,426
当期純利益	(千円)	936,462	616,093	677,807	243,963
1株当たり当期純利益	(円)	91.39	60.86	67.94	24.53
総資産	(千円)	12,679,368	13,430,850	12,891,566	13,257,713
純資産	(千円)	6,619,371	6,825,961	7,028,312	6,875,895
1株当たり純資産額	(円)	648.60	673.22	699.09	686.99

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る数値は、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均株式総数及び期末発行済株式総数につきましては、自己株式数を控除して算出しております。

### (3) 対処すべき課題

当社グループは、「人々の健全な住環境の維持と生活文化の発展に貢献し、豊かな社会を実現する」という企業理念に基づき、賃貸不動産市場における新しい価値創造を目指しております。お客様のご期待を常に上回るサービスを提供し、家賃債務保証を含めた新しいサービスを展開してまいります。

#### ① 管理会社市場の拡大

当社グループの既存マーケットである管理会社市場においては、単身世帯の増加等の影響により、家賃債務保証サービスに対する需要の高まりが継続しております。

当社は、営業人員の確保や新規出店の強化によってカバーエリアを拡大し、代理店ごとのニーズに合わせた付加価値サービスの提供により差別化を図ることで、代理店数、新規契約件数及び保有契約件数の増加を目指しております。

大規模な管理会社に対しては、手数料競争の激化を受け、信用情報の活用により未回収リスクを抑制し内部コストを削減することで、手数料率の高い保証商品の提供を行っております。

小規模な管理会社に対しては、契約管理システムの提供や他社管理ソフトとの申込連動による業務効率改善の提案を行っております。

これらの施策により、当社は管理会社市場においてより強固な地位を築くことを目指しております。

#### ② 自主管理市場の開拓

不動産賃貸市場において売上を拡大するためには、管理会社市場だけでなく、自主管理市場へも進出することが必要です。

賃貸経営に課題を抱える大家の方々に対して、当社グループは自主管理を効率的に運営するためのテクノロジーサービスを提供し、入居者募集から家賃管理、入居者トラブル対応、退去時手続きまでをサポートします。これにより、賃貸物件の収益最大化に貢献することで、自主管理市場におけるシェア拡大を目指します。

#### ③ 事業領域の拡大

当社グループが安定的な成長を維持するためには、家賃債務保証事業に加えて新たな収益基盤を構築する必要があります。既存事業領域の拡大やシナジー効果を生むM&A、ビッグデータを活用したデータビジネスなど、新規事業の立ち上げに積極的に取り組んでまいります。

また、2023年4月に「こども家庭庁」が設立され、こどもの貧困対策やひとり親家庭の支援に向けた環境整備が進んでいる中、当社グループでは養育費保証事業の認知度向上に取り組んでおります。

#### ④ 人材の確保と育成

当社グループが上記の課題に対処するためには、営業力の強化が必要不可欠です。営業職を中心に採用を強化するとともに、既存社員の教育・研修制度の充実や、柔軟な配置転換を行うことで、必要な人材を確保・育成し、組織の市場競争力の向上を目指します。

また、営業部門のノウハウの共有や営業プロセスの改善を行うことで、営業戦略の策定と実行においても一層の高度化を図ります。

#### ⑤ システム開発の推進

当社グループは、入居者や代理店、家主をつなぐプラットフォームや、管理会社及び自主管理オーナーへ提供するサービスシステムの開発により、商品力の強化を行い、顧客満足度向上に取り組んでおります。

また、基幹システムの刷新による業務の効率化、AIを活用した与信審査による滞納発生率及び貸倒引当金の抑制に伴う内部コストの圧縮、セキュリティ対策やシステムの安定稼働の構築にも注力してまいります。

#### ⑥ コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループがステークホルダーからの信頼を確保し、安定した経営基盤を構築するためには、コーポレート・ガバナンスをさらに強化する必要があります。

経営陣や従業員に対する研修等を通じた内部統制の強化や法令遵守の徹底を図るとともに、経営に関わる意思決定の透明性・公正性を確保した体制を構築いたします。

また、個人情報の厳重な管理体制を構築し、情報漏洩や不正アクセス等のリスクを最小限に抑えてまいります。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社COMPASS	30,000千円	100.0%	不動産経営プラットフォームの提供 不動産取引に係る各種情報インフラの提供 不動産経営に係るコンサルティング事業

(注) 当社は、2022年10月31日付で、当社の連結子会社であるAlong with株式会社を吸収合併しております。



**(5) 主要な事業内容** (2023年1月31日現在)

家賃債務保証事業

**(6) 主要な事業所** (2023年1月31日現在)

## ① 当社

名称	所在地
本社	東京都新宿区
札幌支店	北海道札幌市
仙台支店	宮城県仙台市
さいたま支店	埼玉県さいたま市
千葉支店	千葉県船橋市
横浜サテライト	神奈川県横浜市
静岡支店	静岡県静岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市
岡山支店	岡山県岡山市
高松支店	香川県高松市
福岡支店	福岡県福岡市

## ② 子会社

会社名	所在地
株式会社COMPASS	本社（東京都新宿区）

**(7) 従業員の状況** (2023年1月31日現在)

## ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
295 (70) 名	9名減 (-名)

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
285 (70) 名	17名減 (-名)	44.1歳	9.8年

(注) 従業員数は就業員数 (当社から社外への出向者を除く。) であり、臨時雇用者数 (パートタイマー及び人材派遣会社からの派遣社員を含む。) は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年1月31日現在)

当社の借入先

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	45,000千円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2023年1月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 11,300,100株  
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は97,400株増加しております。  
 ③ 株主数 16,185名  
 ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
リコーリース株式会社	1,391,950株	13.91%
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	1,120,200	11.20
野村信託銀行株式会社 (投信口)	852,000	8.52
宮地 正剛	730,300	7.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	513,800	5.14
光通信株式会社	410,200	4.10
CREDIT SUISSE AG	194,900	1.95
住友不動産株式会社	123,800	1.24
三井住友信託銀行株式会社	120,000	1.20
Casa従業員持株会	103,400	1.03

(注) 当社は、自己株式を1,294,746株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	9,800株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状況 ⑤ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2023年1月31日現在)

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2013年10月30日	2013年10月30日
新株予約権の数		2,080個	200個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 416,000株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 40,000株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 497円	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 250円)	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 250円)
権利行使期間		2014年5月1日から 2029年4月30日まで	2015年10月31日から 2023年10月29日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 2,080個 目的となる株式数 416,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 40,000株 保有者数 1名

- (注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。  
2. 2017年9月12日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、また、2018年8月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されています。

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## ③ その他新株予約権等の状況（2023年1月31日現在）

	第4回新株予約権 (有償ストックオプション)	第5回新株予約権 (有償ストックオプション)
発行決議日	2019年12月18日	2020年7月22日
新株予約権の数	5,474個	6,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 547,400株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 600,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 100円	新株予約権1個当たり 100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 140,700円 (1株当たり 1,407円)	新株予約権1個当たり 105,500円 (1株当たり 1,055円)
権利行使期間	2020年1月8日から 2030年1月7日まで	2020年8月11日から 2030年8月10日まで
行使の条件	(注) 1	(注) 1
割当先 (注) 2	当社取締役(社外役員除く) 2名 当社使用人 3名	当社取締役(社外役員除く) 2名 当社使用人 1名

(注) 1. 権利行使の詳細な条件については、当社と当該当事者で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。

2. 割当先の区分及び人数は、付与時の区分及び人数であります。

## (3) 会社役員の状態

## ① 取締役及び監査役の状態（2023年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮地正剛	
取締役	松本豊	営業部長
取締役	鹿島一郎	顧客管理部長
取締役	打込愛一郎	
取締役	嶋田一弘	
常勤監査役	海老澤嘉	
監査役	宮崎良一	ブリッジコンサルティンググループ株式会社 代表取締役
監査役	廣田聡	HCA法律事務所 代表弁護士

(注) 1. 取締役打込愛一郎及び取締役嶋田一弘の両氏は、社外取締役であります。

2. 監査役宮崎良一及び監査役廣田聡の両氏は、社外監査役であります。

3. 監査役宮崎良一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
高杉 雄介	2022年9月8日	辞任	取締役経営管理部長、Along with株式会社 取締役

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、当社と各社外取締役及び各社外監査役の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の行為に関して法令が規定する額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、各社外取締役及び各社外監査役と責任限定契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づく義務違反、委託信任関係に違背する行為、任務懈怠行為等を理由として損害賠償請求を受けた場合の、損害賠償金額、和解金、訴訟費用等の損害を、当該保険契約により補填することとしております。保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者には、当社の取締役及び監査役、並びに当社子会社である株式会社COMPASSの取締役を含んでおります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数（名）
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	
取締役 （うち社外取締役）	151,704 (13,800)	138,676 (13,800)	13,028 (-)	6 (2)
監査役 （うち社外監査役）	16,800 (7,200)	16,800 (7,200)	- (-)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	168,504 (21,000)	155,476 (21,000)	13,028 (-)	9 (4)

(注) 1. 2013年12月18日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を年額200,000千円以内、監査役の報酬額を年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名、対象監査役の員数は2名です。また、別枠で2018年4月25日開催の第5回定時株主総会において、譲渡制限付株式に関する報酬として年額100,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は3名です。

2. 上記には、2022年9月8日付で辞任した取締役1名を含んでおります。
3. 上記の譲渡制限付株式報酬の額は、譲渡制限付株式の付与のための報酬に係る当事業年度の費用計上額であります。
4. 当事業年度においては、取締役会は、指名・報酬委員会規程に基づき、指名・報酬委員会に対し、各取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任しております。委任した理由は、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数および委員長を独立社外取締役が務める指名・報酬委員会へ委任することにより、報酬に関する審議プロセスの客観性を高めるためです。指名・報酬委員会の委員長は社外取締役打込愛一郎氏であり、委員は社外取締役嶋田一弘及び代表取締役宮地正剛の両氏であります。

#### □. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2022年3月23日付取締役会の決議において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりであります。

##### 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の中長期的な成長および企業価値の持続的な向上を目指すためのインセンティブとして機能するように、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、非金銭報酬により構成し、監査機能を担う社外取締役については、その職務を鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

##### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬として、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を総合的に勘案して決定するものとする。原則として年俸制とし、12等分した額を毎月支給する。

##### 3. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式を付与する。

譲渡制限付株式は、取締役会で当社の業績及び各取締役の職責への貢献度等を勘案した上で適切な割当株式数、支給時期、譲渡制限期間を決議する。

##### 4. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、世間水準、当社の経営内容及び従業員給与等とのバランスを考慮して決定するものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については役員規程および指名・報酬委員会規程に基づき指名・報酬委員会がその具体的内容の決定について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 社外監査役宮崎良一氏は、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- 社外監査役廣田聡氏は、HCA法律事務所の代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	打込愛一郎	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席しました。当初の期待どおり、金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
取締役	嶋田一弘	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席しました。当初の期待どおり、金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、また、企業経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の経営執行等の適法性について客観的、中立的な立場で有益な発言を適宜行っております。
監査役	宮崎良一	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、公認会計士の観点から、当社の経営執行等につき、特に財務・会計部門を中心に有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。
監査役	廣田聡	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、法律家としての豊富な経験と知見に基づき、当社の経営執行等の適法性につき有益な発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議・提言等を行っております。



#### (4) 会計監査人の状況

① 名称      あかり監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,570千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30,570千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の適格性、独立性及び品質管理等を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社とあかり監査法人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額であります。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

業務の適正を確保するための体制の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - 取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
  - 取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
  - 取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
  - コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
  - 業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
  - 法令違反又はコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を『ホットライン規程』に基づき運営する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - 株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
  - 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め会社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
  - 経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害又は障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。
  - 不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月1回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
  - 『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
  - 取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
  - 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
  - 監査役がその職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
  - 内部監査、内部通報及びコンプライアンス委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
  - 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
  - 監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
  - 会社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑦ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと思われた場合を除き、速やかにこれに応じる。
  - 監査役は監査が実効的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
  - 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社の取締役会は、取締役5名（うち、社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には取締役及び監査役が出席して、各業務執行取締役から業務執行状況の報告が行われるとともに、重要事項の審議・決議を行っております。議場において社外取締役は、独立した立場から決議に加わるとともに、経営の監視・監督を行っており、各監査役についても同様に経営の監査を行っております。

また、常勤監査役は取締役会のほか、経営会議等の社内重要会議に出席するとともに、取締役から業務執行の状況について直接聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社におきましては、現在、会社の財務及び事業方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は定めておりません。

しかしながら、当社の企業価値並びに株主共同の利益を毀損する当社株式の大量取得を目的とした者が出現した場合の対応方針につきましては、いわゆる買収防衛策の導入の是非、必要性も含め今後、継続的に検討してまいる所存であります。

## 5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつと位置付けたうえで、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保とのバランスを考慮しつつ、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。今後も中長期的な視点に立って、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより、持続的な成長と株主価値の増大に努めてまいります。

これらの方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、株主の皆様へのさらなる拡充を図るため、1株につき30円00銭とさせていただきます。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,335,366</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,349,089</b>
現金及び預金	2,889,327	1年内返済予定の長期借入金	12,000
売掛金	1,307,258	リース債務	1,143
求償債権	3,996,187	未払法人税等	78,849
未収入金	789,759	契約負債	4,751,299
その他	157,878	預り金	881,716
貸倒引当金	△2,805,045	賞与引当金	84,216
<b>固定資産</b>	<b>6,889,978</b>	債務保証損失引当金	145,843
<b>有形固定資産</b>	<b>46,803</b>	その他	394,021
建物及び構築物	20,366	<b>固定負債</b>	<b>34,143</b>
リース資産	2,079	長期借入金	33,000
その他	24,358	リース債務	1,143
<b>無形固定資産</b>	<b>3,819,090</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,383,233</b>
のれん	2,793,610	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	139,792	<b>株主資本</b>	<b>6,902,173</b>
ソフトウェア仮勘定	881,140	資本金	1,595,188
その他	4,546	資本剰余金	1,595,188
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,024,084</b>	利益剰余金	5,151,000
投資有価証券	472,647	自己株式	△1,439,203
繰延税金資産	2,352,722	その他の包括利益累計額	△62,385
その他	198,715	その他有価証券評価差額金	△62,385
<b>資産合計</b>	<b>13,225,345</b>	新株予約権	2,324
		<b>純資産合計</b>	<b>6,842,111</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>13,225,345</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		10,286,065
売上原価		4,439,413
売上総利益		5,846,652
販売費及び一般管理費		5,061,045
営業利益		785,606
営業外収益		
受取利息	67	
受取配当金	7,701	
償却債権取立益	86,754	
補助金収入	4,033	
その他	21,711	120,269
営業外費用		
支払利息	426	
支払手数料	2,749	
株式報酬費用消滅損	7,512	10,689
経常利益		895,186
特別利益		
新株予約権戻入益	56	56
特別損失		
減損損失	125,542	
投資有価証券評価損	173,318	298,860
税金等調整前当期純利益		596,381
法人税、住民税及び事業税	286,356	
法人税等調整額	55,286	341,643
当期純利益		254,738
親会社株主に帰属する当期純利益		254,738

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,582,142	1,582,142	5,200,798	△1,350,347	7,014,736
当連結会計年度変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	13,045	13,045			26,090
剰余金の配当			△301,498		△301,498
親会社株主に帰属する当期純利益			254,738		254,738
自己株式の取得				△99,968	△99,968
自己株式の処分			△3,038	11,113	8,075
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	13,045	13,045	△49,798	△88,855	△112,563
当連結会計年度末残高	1,595,188	1,595,188	5,151,000	△1,439,203	6,902,173

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	△33,483	△33,483	2,500	6,983,753
当連結会計年度変動額				
新株の発行（新株予約権の行使）				26,090
剰余金の配当				△301,498
親会社株主に帰属する当期純利益				254,738
自己株式の取得				△99,968
自己株式の処分				8,075
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額（純額）	△28,902	△28,902	△176	△29,078
当連結会計年度変動額合計	△28,902	△28,902	△176	△141,641
当連結会計年度末残高	△62,385	△62,385	2,324	6,842,111

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類

## 貸借対照表 (2023年1月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,338,271</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,347,674</b>
現金及び預金	2,882,066	1年内返済予定の長期借入金	12,000
売掛金	1,307,133	リース債務	1,143
前渡金	55,584	未払金	361,142
求償債権	3,996,187	未払費用	32,273
前払費用	87,315	未払法人税等	78,669
未収入金	799,902	前受金	4,751,299
その他	15,127	預り金	878,999
貸倒引当金	△2,805,045	賞与引当金	84,216
		債務保証損失引当金	145,843
<b>固定資産</b>	<b>6,919,442</b>	その他	2,086
<b>有形固定資産</b>	<b>46,803</b>	<b>固定負債</b>	<b>34,143</b>
建物附属設備	20,366	長期借入金	33,000
工具、器具及び備品	24,358	リース債務	1,143
リース資産	2,079		
<b>無形固定資産</b>	<b>3,819,090</b>	<b>負債合計</b>	<b>6,381,817</b>
のれん	2,793,610	<b>(純資産の部)</b>	
商標権	4,546	<b>株主資本</b>	<b>6,935,957</b>
ソフトウェア	139,792	<b>資本金</b>	<b>1,595,188</b>
ソフトウェア仮勘定	881,140	<b>資本剰余金</b>	<b>1,595,188</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,053,548</b>	資本準備金	1,595,188
投資有価証券	472,647	<b>利益剰余金</b>	<b>5,184,784</b>
関係会社株式	30,000	その他利益剰余金	5,184,784
関係会社長期貸付金	10,000	繰越利益剰余金	5,184,784
長期前払費用	1,761	<b>自己株式</b>	<b>△1,439,203</b>
繰延税金資産	2,352,722	評価・換算差額等	△62,385
その他	186,417	その他有価証券評価差額金	△62,385
<b>資産合計</b>	<b>13,257,713</b>	新株予約権	2,324
		<b>純資産合計</b>	<b>6,875,895</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>13,257,713</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

## 損益計算書 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		10,278,465
売上原価		4,454,779
売上総利益		5,823,685
販売費及び一般管理費		5,019,256
営業利益		804,429
営業外収益		
受取利息	1,006	
受取配当金	7,701	
受取出向料	47,022	
償却債権取立益	86,754	
補助金収入	4,033	
その他	24,838	171,357
営業外費用		
支払利息	97	
支払手数料	2,749	
株式報酬費用消滅損	7,512	10,360
経常利益		965,426
特別利益		
新株予約権戻入益	56	56
特別損失		
減損損失	13,523	
投資有価証券評価損	173,318	
関係会社株式評価損	15,200	
関係会社債権放棄損	139,280	
抱合せ株式消滅差損	38,779	380,101
税引前当期純利益		585,380
法人税、住民税及び事業税	286,129	
法人税等調整額	55,286	341,416
当期純利益		243,963

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2022年2月1日から2023年1月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,582,142	1,582,142	1,582,142	5,245,356	5,245,356	△1,350,347	7,059,294
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	13,045	13,045	13,045				26,090
剰余金の配当				△301,498	△301,498		△301,498
当期純利益				243,963	243,963		243,963
自己株式の取得						△99,968	△99,968
自己株式の処分				△3,038	△3,038	11,113	8,075
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	13,045	13,045	13,045	△60,572	△60,572	△88,855	△123,337
当期末残高	1,595,188	1,595,188	1,595,188	5,184,784	5,184,784	△1,439,203	6,935,957

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△33,483	△33,483	2,500	7,028,312
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				26,090
剰余金の配当				△301,498
当期純利益				243,963
自己株式の取得				△99,968
自己株式の処分				8,075
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△28,902	△28,902	△176	△29,078
当期変動額合計	△28,902	△28,902	△176	△152,416
当期末残高	△62,385	△62,385	2,324	6,875,895

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2023年3月20日

株式会社Casa  
取締役会 御中

あかり監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 中田 啓  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 進藤 雄士  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Casaの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。  
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Casa及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。  
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。  
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。  
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。  
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。  
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。  
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

- 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年3月20日

株式会社Casa  
取締役会 御中

あかり監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 中田 啓  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 進藤 雄士  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Casaの2022年2月1日から2023年1月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。  
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図りました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人あかり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月20日

株式会社Casa 監査役会

常勤監査役	海老澤	嘉	Ⓔ
社外監査役	宮崎	良一	Ⓔ
社外監査役	廣田	聡	Ⓔ

以上



FAXや紙による契約が主流の不動産業界で、DXによるオンライン化で業務を効率化。



フードバンク団体にスポンサーとして参画。ボランティア活動とともに入居者への食糧支援を実施。



## E 環境 nvironment

ITを活用したペーパーレス化と  
フードバンク団体との提携による  
CO<sub>2</sub>の削減



## S 社会 ociety

家賃保証、  
養育費保証を通じて  
安心な住環境の実現



## G 統制 overnance

法令順守、情報管理の  
強化による透明性の高い  
経営の実現

会社



株主

経営監視

有識者、警察OB等を招いたコンプライアンス・リスクマネジメント委員会の運営や研修を通じて、態勢を継続的に強化。



入居者及びひとり親や子供に安心な暮らしを提供することで健全な住環境を維持。

# 株主総会会場ご案内図

## 会場

東京都新宿区西新宿 8丁目 17番 1号 住友不動産新宿グランドタワー 5階  
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

## 交通

東京メトロ 丸ノ内線「西新宿駅」1番出口より徒歩3分  
都営地下鉄 大江戸線「都庁前駅」A5出口より徒歩8分  
JR線・大江戸線・丸ノ内線等「新宿駅」西口より徒歩13分

駐車場の用意はございませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

